

令和 7 年度  
旧優生保護法補償金等に係る広告掲載等委託業務契約  
(案)

沖 縄 県

## 契 約 書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と 乙 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、令和7年度旧優生保護法補償金等に係る広告掲載等委託業務について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項を信義に従い、別紙「仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

第2条 業務の名称、契約期間及び契約保証金は次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和7年度旧優生保護法補償金等に係る広告掲載等委託業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月27日まで。
- (3) 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除する。

第3条 第2条の業務に係る委託料は、 円とする（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）。

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 乙は、掲載終了後、業務完了報告書を提出し前項の委託料を甲に請求することができる。
- 3 甲は、第3条第1項の請求があったときは、甲の検査に合格した場合に限り、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4条 甲が、その責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

第5条 乙は、すべての広告掲載後、10日以内に確認書等を甲に納入するものとする。

第6条 この契約に基づいて使用した広告の製作著作権は甲に属し、乙は甲の許可なくしてこれを販売し、また再び掲載してはならない。

第7条 乙及びその使用する者は、業務の処理に関し知り得た業務上の秘密を他に漏らし、又は公表してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料等を業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第8条 乙は、委託業務の管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務を除く委託業務の一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第10条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の該当契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに該当下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除せしめるようしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第11条 乙は、本契約について、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収

は、甲の損害賠償の請求を防げない。

第13条 乙は、天災等の事故のため契約の履行ができない場合は、甲と協議するものとする。

第14条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

第15条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙